

平成23年6月21日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

事務局長	佐藤 広志 君
------	---------

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐 藤 広 志

上席主幹兼総務係長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 孝 志

主 事

加 藤 優 美 子

議事日程 第1号

平成23年6月21日（火曜日）

午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

6月定例会でございます。東日本大震災から100日を過ぎました。町民の皆さんも平静さを取り戻しつつあるのかなと思いますけれども、この定例会で復旧・復興に向けて議会、また執行部、一丸となって取り組んでいきたいと思いますので、今後、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第6回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。前議会議長故佐藤 栄殿の死去に伴い、この定例会において追悼の言葉を送り黙禱を捧げ、改めてご冥福をお祈りいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。

それでは、議会を代表して追悼の言葉を副議長の西條栄福君にお願いしたいと思ひますので、指名いたします。15番西條栄福君。

〔15番 西條栄福君 登壇〕

○15番（西條栄福君） 追悼の言葉。

去る3月11日の東日本大震災により被災され今は亡き南三陸町議会前議長佐藤 栄様のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表します。

本日ここに、平成23年6月定例会開会に当たり、佐藤 栄前議長には、在りし日のご尊容に接することができず、議員一同、惜別の情を禁じ得ないところであります。

子供のころ、同じ戸倉地区でともに育ったこともありいろいろご相談させていただきましたのに、こうして本日の定例会にあなたに追悼の言葉を述べることになろうとは夢想だもしないことであります。

議場にあなたをしのぶ花を見ると、在りし日のお姿を彷彿と思ひ浮かべ、万感、胸に迫りくるものがあります。あなたの温厚実直な人柄と町政に対する並々ならぬ気迫と努力は、町

民の厚い信望を得ることとなり、多くの町民に認められ平成5年9月の町議会選挙に立候補し、見事初当選されました。

議会では同僚議員のみならず町職員への気配りも欠かさず、常に円満な運営に心がけておられました。

また、多くの町民から負託された議員としては、仕事に対する責任感は一層強く、ご自信に与えられた使命を達成するため不撓不屈の精神をもって取り組まれていたお姿に感銘いたしておりました。

議会にあっては、非凡な才腕を奮い町政を左右する重要な審議、判断が求められる中で、すぐれた識見と情熱をもって町政発展に大きく貢献されました。私は、同じ議会人として尊敬し、信頼を申し上げていたところでございます。

寛容なあなたは平成21年11月から議会議長としてその重責を担い、時の情勢を的確に把握し、すぐれた指導力を発揮され、すべての議員から信頼と尊敬を受けておられました。

この地に育ちふるさと南三陸をこよなく愛され、郷土のために一身を捧げられたあなたの功績は、町議会の歴史と町民の胸の中に末永く生きることでありましょう。

東日本大震災の復興が町の政策として最重要課題であるとき、私たちに課せられた責務は重大さを増しております。このような大事なときに、豊富な識見を持つあなたを失うことは、ご遺族の悲しみはもとより、南三陸町議会並びに南三陸町民にとりましてもまことに残念であり、痛惜の極みであります。

残された私どもはあなたの数々のご功績を深く心に刻み、確かな議会運営と町政進展のため、さらに精進してまいる決意であります。

本日ここに、故佐藤 栄前議長の在りし日の面影を忍び、生前のご功績と多くの人々から慕われたお人柄に対しまして敬意と感謝の意を表すとともに、謹んで哀悼のまことを捧げ、安らかなご冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。

平成23年6月21日 西條栄福

○議長（後藤清喜君） 前議会議長故佐藤 栄殿、そして東日本大震災で亡くなられました犠牲者に対し、心から冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。全員ご起立ください。

〔黙祷〕

○議長（後藤清喜君） 黙祷を終わります。

ご着席ください。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番佐藤宣明君、4番阿部 建君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から6月28日までの8日間とし、うち休会を25日、26日、27日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日の8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、菅原辰雄君、星 喜美男君、高橋兼次君、千葉伸孝君、鈴木春光君、大瀧りう子君、山内昇一君、小山幸七君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会よりお手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 提出いたしております報告書のとおりでございます。よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

平成23年第2回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告いたします。

調査を行った日、平成23年6月10日。

調査の場所、記載のとおりでございます。

調査の事件、教育行政について。

調査の目的は、記載のとおりでございます。

今回の震災により学校施設が多量なる被害を受けた学校を訪問し、子供たちの教育環境を調査してまいりました。

次に、ほかの学校も当たる予定でございますので、ひとつよろしくご審議をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） それでは、平成23年第2回定例会において議決されました閉会中の所管事務調査を行った結果を報告いたします。

平成23年4月25日、第3回臨時会の議会運営について

平成23年5月23日、第4回臨時会の議会運営について

平成23年6月8日、第5回臨時会の議会運営について

平成23年6月17日、第6回定例会の議会運営についてを議長の諮問により次の事項を調査いたしましたので、報告をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） それでは、報告させていただきます。

平成23年第3回臨時会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告いたします。

記としまして、1. 調査を行った日、平成23年5月26日。

調査の場所、役場仮庁舎会議室。

調査の事件、東日本大震災に関する対策。

調査項目としまして、被害状況及び復旧状況についてであります。

次に、10ページをお開きいただきます。

平成23年第3回臨時会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり、報告いたします。

記としまして、1. 調査を行った日、平成23年6月16日。

調査の場所、南三陸町志津川、戸倉、歌津地内。

調査の事件、東日本大震災に関する対策。

調査項目といたしまして、被害状況及び復旧状況についてであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第6回定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第5回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、今月10日に開催をいたしました第1回東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議の概要についてご報告をさせていただきます。

先月26日に開催されました第4回南三陸町議会臨時会においてご説明をいたしたとおり、今月10日に震災復興計画策定会議を開催し、甚大な被害を受けた本町の早期の復興に向けた計画の策定に着手をいたしております。

会議においては、震災復興計画基本方針の素案、そして、今後の土地利用計画、あるいは津波に対応したまちづくりといった非常に重要な課題について、9名の委員の皆様から多くの貴重なご意見をちょうだいをいたしました。今後、復興計画を策定するまでに都合4回の会議を予定しておりますが、町民会議や地域懇談会といった町民の皆様のご意見をお聞きする機会を十分に設け、実効性のある計画を本年9月までに策定すべく全力を傾注をしまいる所存であります。

なお、震災復興計画の基本方針、素案につきましては、本定例会中に開催が予定をされております東日本大震災対策特別委員会においてご説明を申し上げさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、自衛隊の活動についてご報告を申し上げます。

自衛隊の隊員の皆様におかれましては、震災発生直後からこれまでの間、行方不明者の捜索やご遺体の収容、道路の復旧、がれきの撤去、仮設住宅用地の造成、さらには給水や炊き出し、入浴支援といった幅広い活動を行っていただいております。震災から早3カ月が経過をいたしました現在、主要道路がつながり仮設住宅への入居も進み、町内には復興に向けた動きも出てきておりますことから、先週16日には沖縄県から派遣されておりました第15旅団が撤退し、間もなく北海道から派遣されております第13施設隊も帰路につく予定となっております、徐々に支援活動を縮小しております。

現在は多賀城駐屯地を本拠とする第22普通科連隊第3中隊が中心となり、各種支援活動を実施していただいておりますが、この主力部隊についても、おおむね6月末をめどに撤退する方向で検討が進められております。震災発生から100日を超えるこれまでの隊員の皆様のご労苦に対し、町民を代表して改めて感謝を申し上げさせていただきますとともに、最大限の敬

意を表する次第であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番菅原辰雄君。質問件名、1. 新しいまちづくりについて。以上1件について、総括質問方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

新しいまちづくりについて1件を総括質問方式で町長に伺います。

まず、さきの東日本大震災津波により死亡された方々のご冥福をお祈りいたします。そして、いまだ行方のわからない皆様の一日も早いお帰りを願いますとともに、被災された多くの皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

また、災害発生以来、救助や捜索活動、がれきの撤去、警備等々、あらゆる活動にご協力いただきました皆様と関係機関、団体、ボランティアの方々や支援物資の提供、見舞金等をお寄せいただきました全国の皆様に改めて心から感謝と御礼を申し上げるものでございます。

さて、3月11日に発生した大地震津波により、当町でも大勢の方が亡くなり、行方不明となっております。志津川、伊里前などの市街地を初め、沿岸部の集落もほとんどが壊滅するなど甚大な被害をこうむっております。

被災後100日が経過し、仮設住宅も建設され、既に入居も始まっておりますが、それもまだ道半ばであり、多くの人たちが避難所あるいは集団での2次避難所生活を余儀なくされている現状であります。

入居者仮設住宅についてもさまざまな問題、課題があり、解決解消が急がれます。ライフラインの復旧も進んでおり、電話は一部を除き復旧済みであり、電気もほぼ全町で復旧しつつありますが、上水道は、仮通水は大分進んでいるものと思われませんが飲料水はいまだ給水車に依存しているところも少なくないと思われまます。一日でも早い復旧が望まれるところでありまます。長期間ライフラインがとまりこれまでの生活を振り返りありがたさを実感できました。

今回の震災で当町の中枢部が被災し、すべてが失われた中で復旧・復興に向け日夜努力しているわけでございます。町民が一日も早く3月11日地震前の生活ができるように新しいまちづくりが急務であると考えております。

言うまでもなく被災された人たち、衣食住のすべてを失っております。すべてが大切ですが、まず住むところ、仕事がない、収入がないと生活が成り立ちません。住むところとして、今、仮設住宅の建設が進んでおります。県でも民間のアパートを借りても費用の助成をしております。被災者にとり大変ありがたいことであります。住民が一日も早くもとの生活に戻れるよう最善を尽くすのが国であり、県であり、町であります。そのそれぞれが組織をつくり行動を始めておりますが、今回の災害は広範囲に及び地域事情やさまざまな要因によりスムーズに進んでいないのが現状であります。町の中心部のすべて、役場機能もすべてを失った当町も厳しい状況の中で新しいまちづくりを進めていくわけでありまますが、一番の懸念材料は、町外への仮設住宅の入居者や民間アパート等の入居者のすべてが当町に戻ってくるかであります。仮設住宅に入居し、民間アパートに入居し、子供を地元の学校に通学させ自分も職を見つけ生活が安定している。その中で期限が来た南三陸町へとなるか否か、町の将来を考えると不安になります。

新しく町をつくる源は人であると考えまます。人が集まるなどの条件で住む、働く場所等が失われた今、町にとってどのような策を講じ対応していくのでしょうか。町の復旧・復興は町の産業再生がかぎを握ると考えるところでありまます。先ほど話した人口流出防止も、つまりは産業を再生してつまりは仕事、働き場をつくることであると考えまます。すべてを失った今、再生は時間がかかると考えるところでありまます。

その中で農林業では、まず海水が流入した田畑、特に市街地の田畑の利活用方法や塩分除去

などを含む方策を示し、時期を示すべきであると考え。それに基づきその期間の間をどうやってしのぐか、町と農民の方々に話を進めるべきだと考えるところでもあります。

林業では、新しいまちづくりの中で地元材使用奨励促進費助成制度の立ち上げも必要であるかと考えるところでもあります。

水産業については、既に仮設市場建設も決定しており、漁民の方々のやる気を感じているし、少しずつではありますが一定の見通しも立ってきているものと考えるところでもあります。

あとは、国、県、町として市街地形成の土地利用計画などの町としての根幹を一日も早く示すべきであると考えるところでもあります。スピードが要求されますが、復旧・復興を県では素案として当町の土地利用計画の3案を示しておりますが、町としてあれを参考に進むのか否か。

最後は、町として町民の希望を受け入れやるのが本来のまちづくりであると考えるところではありますが、町としてどう考えどう対応していくのか伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告1番、菅原辰雄議員のご質問、新しいまちづくりについてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご賢察のとおり、未曾有の被害を受けました本町にとって、復旧・復興は急務でありまして、その源はまさに人であり産業の再生であることは全く同一の認識を持ってございます。

人口についての動向についてですが、平成18年3月末時点での人口が1万8,868名であり、その後、毎年200人程度の人口減少がございまして、本年2月末の時点で1万7,666人でありましたが、東日本大震災の罹災等によりまして5月末日現在の集計で462名の方の死亡が確認され、例年に比較し転出なども多く本町の人口は1万6,222人となっております。これは本年2月末日の集計と比較いたしまして1,444人の減少でございます。

そのような中での人口流出防止の方策とのお尋ねでございますが、これにつきましては、復旧・復興・発展とした復興の各ステージで継続的に取り組むべき課題ではありますが、特に復旧期における取り組みといたしましては、産業の復活、仮設住宅の早期供給及び生活の支援が必要であると認識をいたしてございまして、その後の復興期におきまして、この町で暮らし続けることを選択をしていただくことにあると考えております。

まず、産業の再生についてお答えをさせていただきますが、震災から復興いたしまして住民の生活基盤を確保安定させるためには、産業の再生、中でも土台であります第1次産業の再生が不可欠と考えるところは議員の仰せのとおりでございます。農林漁業者の自助努力を期

待したいところではありますが、今回のような甚大な被害をこうむってしまった以上、その方々の自助努力をいかに傾注してもその再生は容易ではなく、町としても行政の大きなてこ入れが必要であると考えているところでございます。

まず、農業についてであります。幸いにして被害を免れた内陸部におきましては、これまで同様、農業経営を続けていただきたいと存じております。津波被害を被った沿岸部につきましては、農地だけでなく住む家も農機具までも流され、中にはローンが残ってしまったケースもあろうかと思っております。塩水に洗われた農地はその塩分を除去するだけでも最低3年ぐらいの年月を要しますし、また復旧工事を要する農地もありますことから、今すぐの再生については難しきであろうというふうに存じております。いずれ被害を受けた農地に関しては復旧のための何らかの方策を講じることとなりますが、ここで考えなければなりませんのは、この震災によって当町の地盤が、特に沿岸部におきましては、1メートル近く沈下しておりますことから、今後の町全体の復興について土地利用を含む地盤のかさ上げが必要になってくると思われましますので、農地をどのように位置づけるかであります。町の復興計画は9月をめどに策定すべく現在、その作業に着手してございまして、その根幹をなすものが安全な生活を図る上で欠かすことのできない土地の利用計画であるというふうと考えております。津波浸水被害を防ぐ観点からは居住地域の高所移転を含めて多様な考え方がございまして、そうしますと、耕作地は居住地域のそばとばかりにはいかず、農地は農地として集団化して集約することが効率の上からは望まれるというふうに思います。このようなことを踏まえながら町の復興計画の策定に当たりたいと考えているところでございます。

次に、林業に関しましては、山林が一部地域で被害をこうむりました。多くは被害を免れたとはいえ、それでも林業従事者の中には住家が流されたり、大事な人が津波の犠牲になられた方もおられます。現在、仮設住宅の建設が進んでおりますが、その一部について町が買い取りする木造仮設住宅もありますし、今後、町の復興のためには被災住宅を建築し直す土音の響きが不可欠でありますので、その住宅建築需要に地場木材が多く活用される方策を講じてまいりたいと考えております。

漁業につきましては、壊滅的な被害を受けました。水産物の養殖を主とする我が町の漁業は、その養殖施設、水族、漁船、漁港までもが大打撃を受けました。漁業を基幹産業としている当町にとりまして、この漁業の復活こそが町の将来復興を左右するものと肝に銘じております。流出した漁業施設の後片付け等は漁業者の方々が汗を流しておられますが、漁協やがれきの撤去に関しては、町から県へ委託して処理を行っております。被災した漁船につきまし

ては、漁業活動の根幹にかかわるものでありますことから、その修繕や確保には町として、関係機関、あるいは各方面へ働きかけてございます。

また、町が開設者であります南三陸町地方卸売市場に関しましては、建屋及び接岸岸壁が大きな被害を受けまして現地での利用が困難な状況ですので、被害の少ない岸壁を利用しまして秋ごろまでには仮設ではありますが再開させるべく準備を始めたところであります。生産なくして流通なしと言われますことから、一日も早い漁業活動の再開が水産物の生産を促し、加工に回されることによりまして加工場の活況と雇用創出に結びつくものと期待をしているところでございます。

1次産業ではございませんが、町内では商業者によって町内に仮設の商店街を形成する動きもございます。食料品を初め日用品の販売を手がける商店街により、町内で生活をされている仮設住宅入居者等の方々の利便性が向上するものと思われまますので、この商店街形成に町としてできる限り支援をしてみたいと考えております。

幸いにも農林漁業者、商工業者と農協、漁協、森林組合、商工会等、復興に向けて意欲をたぎらせている方々が大勢いますので、必ずや我が南三陸町の産業再生に大きく貢献をしてくれるものというふうに期待をいたし、町もそのためにできる限りの支援をしてみたいと考えております。

そして一方、産業の再生とともに重要となつてまいりますのが仮設住宅の供給と生活の支援、さらには心のよりどころとしてのふるさとの再生であります。仮設住宅につきましては、現在も建設を進めている最中ではございまして、需要を想定しております約2,300戸につきましては、おおむね8月上旬をめどに完成させたいと考えております。

また、生活の支援につきましては、災害救助法の適用期間の延長等を引き続き国、県に要望いたしまして罹災者の生活安定を目指しているところであります。さらに町独自の取り組みといたしまして、当面、本年度限りの措置ではありますが、若い世代の流出防止に向け、保育園の全額免除を決定したほか、民間保育施設への保育料免除相当額の助成等の対策を実施したいというふうに考えております。

また、ふるさとの再生に関しましては、復興に際し地域のコミュニティーのきずなや伝承されてきた文化をできる限り再生し、あるいは新しいコミュニティーの創出も含めて復興の中に取り入れていくことによりまして、多くの方に心のよりどころとしてこの町を愛し、暮らし続けていただきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番(菅原辰雄君) 今、町長から答弁をいただきました。全く考えはそのとおりでございます。長い目で見れば、いろんなことで町長が今話したような政策が必要でございますけれども、今、急ぐ必要があります。現に仕事を失った方、その人たち、今、保育料免除とかこれもいいんですけども、その前に収入がないと何ともならん。先ほどの町長の行政報告の中でも自衛隊撤去してあとは民間の方々の仕事を確保ということでもありますけれども、そういうことをもっと具体的にやっていただきたい。そうじゃないと、避難所から仮設住宅ということは、とりあえず自立を促すわけでございます。自立をするにはやっぱり収入がないとだめです。災害援助法の延長もそれも結構でございますけれども、もっと町民の生活を本当に考えてやっていただく方策が必要であると、こういうふうに考えます。

もっと先の話になりますけれども、まちづくりの折には大手の建設業者を入れるのじゃなくてできるだけ地元の方々、地元の建設業者、さらには若い世代の方々、例えば重機でやるとき免許がないという人には重機の免許取得を後押しするとか、そういうことでもって長い目でいく施策が欲しいのかなど、そんなふうに考えております。とりあえずはあしたの生活をどうしようかと、こういうふうに悩んでいる方に今言ったようなこと等を含めてもうちょっと踏み込んだ考え、方針を示していただきたい。そんなことを言うならおまえ、何を考えるのだと言うのであれば、私の案をいろいろ出していきますけれども、まず皆様方の意見をお伺いしたいと思います。

あと、まちづくりとして県のほうで土地利用計画の素案が出されましたけれども、あれについてはどのような考えを持って臨むのか。先ほどの行政報告の中でもいろいろありましたけれども、まず町民みんなが孫子の代まで誇れるような、住んでよかったと思えるような地域づくり、国の復興計画のほうでもいろいろありましようけれども、残念ながら地元に通じた方はおられません。町長もいろいろ意見も要望してきたと認識しておりますけれども、やっぱりその人たちの案は案として、ただ町としてここまでは譲れるけれどもこれ以上はだめだよと、そういう本当に信念を持って多分取り組んでいくとは思いますが、今の町長の答弁で。そして、それをさらに町のためになるように頑張っていたきたいと、そういうふうに考えるところであります。

そんなことで、一番はやっぱり農業とかなんとかが3年、4年かかると。ですから、3年、4年の間、何をするか、こういうことをしていこうじゃないか、だからこの町にいてください、こういう目的だからこうなさいよという案を何とか出していただけないものでしょうか。再度。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 菅原議員も篤にご承知だと思いますが、さきの臨時議会におきまして緊急の臨時雇用という形の中で予算も認定をいただきまして、とりあえず314人の方々の緊急雇用ということで進めてございますし、また、これも引き続きそういった形の中でできる限りの雇用を支えるようにしていきたいというふうに考えてございます。

特に今お話しありましたように、この地域、雇用を支える企業がことごとく壊滅状態ということでございますので、その方々をすべからくここで拾うということについては、大変至難のわざであります。菅原議員もいろいろ案があるということでございますので、そういったご意見等も賜りながら我々としては取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、いろいろご指導、ご指摘をいただければ大変ありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、人口の流出ということで、我々も非常に懸念をしている分野でございます。そういった中で根幹として私が大事だと思っているのは、これまでの南三陸町の持ってきた文化や風土や伝統といったものをしっかりと新しい復興計画の中にどのように位置づけていくのかということが大変重要だと思っております。そういった中におきましてそういったものをしっかりと復興させるためにも、それがひいてはそれぞれ今、町を離れてお住まいの方々の心のきずなを一つにしていくものと思っておりますので、そういった根幹の部分も含めて復興計画の策定に向けて頑張ってみようというふうに思います。

いずれにしても、策定委員の方々、9名でございます。町内の方、いらっしゃいませんが、しかしながら、それをカバーするために町民の皆さんの会議を開催いたしますし、そういった方々のご意見を入れながらこれからの南三陸町の地域づくり、まちづくりに向けて取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） いろいろわかりました。そういうことでありますので、とりあえずがれき処理とかあの方面でもっと雇用をふやして、本当にやる気を失わないような施策をやっていただきたい。臨時雇用については、いろいろ入谷地域でもいろいろ頑張っておられる方々おりますので、そういう方々の背中を押して進めていければいいのかなと、そういうふうに思います。

また、水産業はこれまでの町の経済を支えてきておりますし、本当に私としてもすそ野の広い分野であると考えております。海の方が漁をする、それを買う仲買人がいる、加工場の

方々がいる、そしてパートとかいろいろな方、そしてまた、それができれば流通、商業です。そういうふうにして幅が広い分野でございますのでぜひ一日も早いそういう体制づくりをしていただきたい。

まずそれには、先ほど町長は仮設商店街という話もございました。町全体、かさ上げという考えもございましょう。その中でただ私はこうやりたいから、ここは私の土地だからこうしたい、それが今できないのが現状でありますので、その辺も無理とは思いますが、一日も早くそういう計画に基づいてこの辺はこういう事情であるからこういうふうだとか、そんなことを出していただければ本格的に動けるものと思います。商店の方々もこういうのをやりたいけれども町の方向、町の方向といえは失礼かもしれませんが、まだ方向が定まっていないので動きようがないと、こういう声が多々聞こえております。そんなものを含めまして農地利用とか、それらも含めた土地利用計画、一日も早く出していくことを特に望みます。

また、復興計画、町の委員がないのは承知しておりますけれども、やはりそこは町民会議というか、町民の意見も聞く場も多々あるようでございますので、そこをしっかりとこれまでまちづくり、そして先ほど言いましたように、復旧を急がなきゃだめなんですけれども、目先にこだわるとちまちましたあれしかできないので、もっと50年、100年後を見据えた大きな意味でのまちづくり、これを両立させるのは大変難しいと思いますけれども、しかし、これをやっていかないとこの町は生き残っていけないと認識しております。ぜひ町長、その辺を再度頑張ってくださいますように、我々はもちろん、いろいろ知恵とか出しますから町としても頑張ってくださいますことを心から、お願いはうまくないと思うんですけどもそういうふうに協力していいまちづくりのために邁進していきましょうと言って私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、被災農地につきましては、基本的には地盤沈下という大変大きな問題を抱えてございますので、やはり一定程度の期間はぜひ必要なんだろうと認識をいたしております。しかし、それ以外の分野でいろいろ頑張っている農家の方々がいっぱいいます。農家の方々の復興組合ということで、一部西戸の方々が組合をつくって9名の方々というお話を聞いておりますが、申請をいたしましていろんな取り組みをするというお話も聞いておりますので、そういった分野の積極的にやっている皆さん、いらっしゃいますので、町としてもしっかり支援をしてまいりたいというふうに考えてござい

す。

水産におきましても、ご承知のように、仮設の市場の建設につきましてはこの間、議会の皆様に予算のご認定をいただきました。早速今、設計に取りかかっているということでございますので秋口には市場もスタートできるということでございますし、またそれがスタートできれば、間違いなく今度は加工の分野、仲買人の皆さん、それから販売という形の中で流れていきます。そういった中で地域でお金が完了していくということが一つの地域の活力につながっていくものと認識をいたしておりますので、そこを我々としても一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思います。

ただ、仮設商店会、町がどうのこうのということではなくて、既にこれは進んでおります。仮設商店会の関係につきましては、商工会のほうでアンケートをとりましてそこに入りたいという方々の募集を募っております、既に何回も会議を開いております、その中で町としてもできることがございますので積極的に支援をしてまいりたいと考えております。ただ、ご案内のとおり、仮設でございますので、そういった形の中での今後の町の商業の復興ということについてご支援をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、今回の復興計画、理想だけ追って行ってスピード感がないということになりますと、これは町民はの皆さんにとってその光がなかなか見えづらいという部分もございますので、理想とあわせてスピード感というものを十二分に意識しながら復興計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ひとつ今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告2番星 喜美男君。質問件名、宮城県震災復興計画第一次案について。以上、1件について、総括質問方式による星 喜美男君の登壇発言を許します。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 7番星です。通告に基づきまして一般質問を行います。質問の相手は町長、質問事項、宮城県震災復興計画第一次案について。

3月11日の恐怖の大震災から100日が過ぎました。仮設住宅の整備も徐々に進んでおり、一時問題にされた入居率も98%台になり、6月10日には南三陸町の第1回震災復興対策会議が開催されるなど、少しずつではありますが復興に向けた歩みが目に見えてきている感じがいたしております。

また、宮城県では6月15日開催の第2回宮城県震災復興本部会議におきまして、宮城県震災復興計画第一次案を決定し、公表しました。

1として、災害に強く安心して暮らせるまちづくり、2として、県民一人一人が復興の主体、総力を結集した復興、3として、復興にとどまらない抜本的な再構築、4として、現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり、5として、壊滅的な被害からの復興モデルの構築といった、このような五つの基本理念を掲げ、災害に強い宮城モデルのまちづくりを目指し、平成23年9月をめどに宮城県震災復興計画を策定するものとしたしております。

しかし、その中には水産業の復興として津波で壊滅的な被害を受けた沿岸漁業を民間会社に開放し、漁民はサラリーマンとして漁業に従事するものとした漁協以外の法人にも漁業権が得られる漁業権の開放をうたった水産業復興特区の創設も盛り込まれることとなっております。折しも本日は、村井知事と木村会長の話し合いが持たれる日となっておりますが、これは決して木村会長の一存で決められる問題ではなく非常に大きな問題であると感じております。

我が町の水産業は、まさに基幹産業であり、漁業者、水産加工販売業者、それに伴う雇用など我が町としては非常にすそ野の広い波及効果の大きい産業であります。知事は県内の水産業が衰退しているので再生が必要とっておりますが、確かに高齢化も進んでおりますし、後継者も減少しています。しかし、決して生産能力が落ちているわけではありません。原因は、近年の景気の悪化による魚価の低迷と中国などの安価な輸入品の影響、そして人口減少などによる消費の低迷によるものであります。もし漁業権が開放され大手企業が参入してくるとなると、生産から加工、販売まで一貫した体制での利潤を追求するのが企業の手法でありまして、魚市場への水揚げは激減し、これまで町の経済をリードしてきた地元業者の商売が成り立たなくなるなど我が町への影響は非常に大きいものと思います。町としても何らかの行動を起こす必要があるのではないかと感じるものですが、この漁協以外でも漁業権が得られる水産業復興特区の提案について、町長はどのような考えをお持ちか伺います。

次に、まちづくりの土地利用計画では、職住分離を進める方針を示しております。我が町には5月に志津川地区、伊里前地区、それぞれの市街地再生に向けたAからCまでの三つのゾーニング案が県より提案されております。しかし、その内容は今回の震災の教訓が全く生かされているとは思えないものであると私は感じております。町長はこの件が示した提案をどうとらえているのかを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 通告2番星 喜美男議員のご質問、宮城県震災復興計画第一次案についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問の1点目、水産業復興特区に関する考えについてでございますが、議員ご質問の水産業復興特区構想につきましては、地域の漁業者が一定の割合で社員または株主となる漁協、法人に養殖業を営む区画漁業権等を免許するというものでございまして、国の復興構想会議におきまして、村井知事が水産業の後継化構想とともにご提案をされたものでございます。

そのねらいとするところは震災によりまして養殖施設、加工施設などの生産基盤や、住居を含めた生活基盤までも失った水産業関係者に対して民間資本、あるいは国からの資本投下によりましてその復興を後押しするところにあるものと私は受け取ってございます。しかしながら、水産業復興特区構想につきましては、いささか唐突感が否めないご提案でありましたため、新聞等で報道されておりますように、漁業者や漁協から反対の声が上がっているのは承知のとおりかというふうに思います。

今、星 喜美男議員がお話しになりましたように、きょうは、村井知事と漁連の木村会長含め幹部の方々がこの特区の問題について今、いろいろご議論をしているというふうに思います。ただ、両者とも思いは同じだと思います。要するにこの宮城の水産業をどう復興していくかということについては、お互いその目指すべき道というのは間違いないというふうに思います。

しかしながら、その反面、その手法、手段によりまして今回のこういうふうないろんなあつれきといいますか、抵抗部分も出てきたということについては、いささか私もちょっと残念だというふうな思いがいたしております。いずれ今後、漁業者の皆さん方のご意見にも耳を傾けながら議論の推移を注意深く見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、漁業者が個人の力のみで漁業を再開するというのは大変困難な状況であるというふうにも認識をいたしております。漁業者の皆さんや漁協とも連携をとりまして協業化の検討や、あるいは国の補助なども活用して一刻も早い漁業の復興を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、その際に重要なことは、漁場の適正管理、適正利用、これまで以上に意識して行うことだというふうに私は思っております。例えば収穫までに3年かかっていたカキ養殖を、密度を調整することによりまして1年で収穫できるようにしていくこと、そういった方向性を打ち出すことでより効率的で質のよい水産物を供給できる体制づくりを行うことが重要だろうというふうに思っております。

町といたしましては、今後とも関係各所ともよく話し合いをしながら、安全・安心、高品質の南三陸ブランドの再構築を図りまして、永続的な漁業経営、永続的な地域づくりに向けて

努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目でございますが、県が示した土地利用計画での市街再生に向けたゾーニング案についての考えについてお答えをさせていただきたいと思っております。土地利用計画の考え方の参考資料といたしまして、志津川地区、歌津の伊里前地区につきまして、宮城県から土地利用のゾーン案を複数ご提案をいただき、先般、5月26日、町議会の東日本大震災対策特別委員会でご説明をいたしました。

また、6月10日には第1回東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議を開催をいたしまして、震災復興基本方針素案の中で県のご提案も参考にしながら作成した土地利用計画のイメージにつきまして、委員の皆様からご意見をお伺いをしたところでございます。この計画案は県の提案と同様に基本的に命を守る計画としておりまして、高台への居住地移転と低地に産業振興を再建する、つまりなりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台へという考え方が大きな柱になっております。具体的な町の土地利用計画につきましては、今後、震災復興計画策定会議や町民の皆様からご意見をいただきながら、また国県など関係機関との協議を踏まえながら町が主体となって策定をいたし、議会の方にお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。

再質問は午後からといたします。再開は1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） それでは、再質問を行います。

まず、企業が参入するということではありますが、果たして漁場があるのかどうかという問題も多分出てくると思います。町長が先ほど申されましたように、これまで養殖漁場は限られた漁場の中でバブル以来、生産量を高めようと増産増産ということでどんどん施設をふやしてまいりまして、密殖など非常に大きな問題を招くことになっております。

そうした中で、果たして企業がどのような参入をしてきてどのようにして漁場を確保するのかと、そういった問題もあるものと思っておりますし、また、漁業権には定置網等の定置漁業権、そして養殖漁場等の区画漁業権、さらには開口物の共同漁業権、こういったものがあります

が、極端な例になりますが、例えば会社等がアワビやウニの開口をするとすれば、果たして船を何隻出して何人で開口物を採取するということになるのかという非常に単純な問題であります。そのような疑問があるわけでありまして、そのようなことになると、たちまち資源が枯渇してしまうと、そのような問題があります。

どうも知事の発想では農業で進めている農業生産法人や集落営農、そういったものをイメージしているのかなど、そのような感じがいたしまして、どうも現場を知らない発想かなど、そのように感じるものであります。確かに全国的な流れの中で漁業の高齢化は進んでおります。しかし、そうした中でも、やはり自営であれば、漁業は例えば奥さんを相手にでもできます。そして年金生活をしておっても自営であればそういったことも可能ですが、果たしてその年齢になっても雇用して雇ってもらえるのかどうか、そういった問題も出てくるものかなど、そのような感じがしております。

もう一つは、ギンザケがいい例でございますが、当然、企業ですから利益優先ということになります。利益が出ないとなれば、すぐに撤退してまいります。そのとき、何が果たしてこの地域に残るのか、そういった大きな問題もありまして、ある意味、今回の災害は最大のピンチでもあります。逆に最大のチャンスでもあるのかなど、そのような感じがいたしております。このような機会にこそ、量より質に転換を図る最高の機会ではないかと、そのように感じております。そうした意味で、漁民がみずから復興していけるような支援を町なり、県なりがすべきではないかと、そのように思いますが、町長、その辺をどう考えるか伺います。

次に、もう1点目でございますが、まず、土地利用についてですが、その発想、これまで我が町でもチリ津波を一つの基準にして防潮堤などの整備を行ってまいりましたが、また同じことを繰り返そうとしているのかなど、そんな感じがいたしております。15メートルの津波が来たので今度は17メートルにと、こういった発想が私は問題なのではないかと、そのように感じております。防潮堤をはるかに越えるような津波が来たということは、15メートルでも17メートルでもはるかに越える津波もあるという、そのようなことだと思います。2メートル上げればとか、3メートル上げればと、そういった発想ではなくて、例えば宅地を造成する場合はこのアリーナであったり、小学校、中学校と同じ高さに山を削って町を形成していく、そういった発想でやっていくべきではないかと、そのように感じております。

もう一つ大きな問題だと感じたのは、17メートルもの盛り土をしたところに建築物を建てると、こういったことは津波以前の問題で、その前に地震で建物が崩壊してしまうのではない

かと、そのように感じまして質問したわけでありまして、その点は町長はどのようにとらえたか伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 水産復興特区の関係でございますが、先ほど申しましたように、基本的にはこれほどまでに壊滅的に船、それから養殖施設、家とやられまして、果たしてそこからのように漁業が再生するののかということが大きなテーマだというふうに思います。そういった簡単で漁連のほうでは協業化、協働化というお話も出ていました。しかしながら、知事とすれば、果たしてその資本、資金、どのように調達をするのかという観点の中で今回の復興特区の考え方というものをを出してきたというふうに思っております。

今、星議員おっしゃったように、いろんな漁業権の問題等々ございます。それから果たしてこのまま高齢まで今までどおり仕事ができるのかというふうな問題も多々あるかというふうに思います。そういった意味で漁民の皆さん、漁協の皆さんが反対だというお話を聞いておりますし、また、逆に漁民の方で知事の考え方に賛成という浜の方もいらっしゃいます。そういった中で、どのように漁業を再生をするかという、このテーマに沿って何とか漁業の復興に向けて取り組んでいただきたい。それから、我々もそういった形の中で手助けをしていきたいというふうに考えております。

先ほども言いましたように、大事なことは収入が今ございません。したがって、水産の方々がこの秋口にはワカメの種つけがはじまりますと、来年の2月、3月にはワカメの収穫もできます。そして、養殖も少なくとも施設あるいは船がそろえば、1年かければ何とか収入を得られる。ですから、先ほど言いましたように、いわゆる区画漁業権の問題で適正利用ということが非常に私は今回、今、ピンチをチャンスにというお話、ありましたが、そこが私は大事だろうというふうに思います。少なくとも1年以内に養殖してそれが収入を得られる、そういうふうな養殖のあり方ということについて、漁協の皆さんも含めてそうなんです、お考えをいただきたいというふうに思いますし、我々もそのように指導していきたいというふうに考えております。

2点目ですが、これは県の案ですが、基本的なのはあくまでもたたき台ということでございます。今おっしゃったように、例えば17メートルの盛り土して地震の問題、あるいはそれほど盛り土して何年養生したらうちが建てられるんだというふうな問題等々も出てきますので、そこは今回の案につきましては、県は事前にこの案をお持ちしたときに、たたき台の前のたたかれ台というお話をいたしておりますので、その中でこの地域、この南三陸町で方向性と

して正しい、あるいは南三陸町の今後のあり方についてこの方向だというものをその中からつくり上げていくことが、県の計画の本当の意味での根っこ部分だと思いますので、そこから皆さんでいろいろな意見を出し合いながら、本来の南三陸町の結果のあり方ということを含めていきたいというふうに思います。

それから、今、星議員おっしゃったように、16メートルの津波が来たから17メートルかということでは私もないと思います。そういう問題ではなくて、やっぱり大事なことはしっかりと避難路をつくった地域づくりを進めていくということが第一義的に重要だろうというふうに私は認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 漁民は非常に粘り強いですから、まず船がなくては何ともならない。まず船を確保するような方法をぜひ漁協と町が、国、県も含めて取り組んでほしいと、そのように思っております。

きょうの話し合いの結果次第でございますが、これはひとつ漁協だけの問題としてとらえることなく、町全体、また沿岸地域全体の問題としてぜひ近隣市町村とも連携をとりながら今後の話し合い次第では進んでほしいと、そのように思っております。

次に、土地利用についてでございますが、先日の我が町の震災復興策定会議でも自然破壊という話が出たそうでありますが、県の震災復興会議でも自然破壊等、2次災害をもたらすおそれがあると。これはいわゆる山林等の開発等を指しておるようではありますが、例えば我が町の森林の保有率は約80%であろうと思いますが、これは地目上の80%で、耕作放棄地等を入れますともっと高いのかなという感じがいたしております。それに対して宅地は約2.5%のようでございます。例えばそれを全部今回造成したとしてもこの町から果たして緑が少なくなつたと感じるほどのものなのかどうかと、私はこれは非常に被災者の感情を無視した、いわゆる学者の目線での発言であろうと、そのように私はとらえております。

今回の特徴として、県もそうですが、我が町にいたしましても、先ほどより話が出ておりますが、どうも地元の人間の入らないところでの会議というものが目立っております、確かに専門的な意見というものは非常に大事であろうと、そのように思っておりますが、やはりそうした意見をむしろ地域の人たちで受けとめながら復興計画を策定していくと、それが理想の形ではないかと、そのように感じております。ここまで地域以外の方々にゆだねてもいいのかなという疑問を非常に感じるものでございますが、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに養殖施設もそうですし、船もないということになりますと、水産業の復興にはなかなか結びつかないということでございますが、確かにおっしゃるとおりでございます。そこの中で今、J F 志津川、いわゆる志津川漁協のほうでございますが、長崎を初めとして300隻ぐらいの船が今確保できそうだということでございますので、志津川地区と戸倉地区とお互いに開口の日をちょっとずらしたりすれば、志津川地区で300隻で開口に出る、次の日は例えば戸倉地区で300隻で開口に出る、そういうふうなシステムもできるだろうと。300隻あれば600隻分のそういった水揚げにつながるだろうというお話もございますので、今、本当に船もない時期でございますのでみんなで知恵を絞り合いながらあるものをいかに有効活用していくかということについて、漁協を含めて皆さんといろいろ議論を出しながら進めていかなければならない問題だろうというふうに思います。

いずれにしても、漁協さんだけでもなかなか大変でございますので、県漁連、県もそうですし、国、そして町と一緒に、何回も言いますように、私は基幹産業は水産業だと思っております。この町の復興に向けての第一義的なものは、いかに水産業を復活するかということが大きなテーマになってくるというふうに思いますので、私どももこの南三陸町の産業振興、いわゆる水産業の振興という部分について懸命に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、復興計画の策定会議なんですが、先ほども言いましたけれども、確かに9人の委員の皆さん方におきましては、町外の方々でございます。しかし、それなりの都市工学とか土木工学とか、そういった分野がぜひとも必要な分野でございますので、そういった方々のお力をいただかないと計画の策定は難しいという現実実はございます。そういった中で反面、先ほどお話ししましたように、町民の皆様の思いというものをどう受けとめるかということも大変大事でございます。そういった観点で町民会議の委員さんも10名ほど公募という形で先日、お知らせをさせていただきましたので、できれば町民の方々にも積極的に手を挙げていただいてこれからの南三陸町の復興計画に少しでも自分の力を発揮できると、そういう思いでご参画をいただければ、大変私どももありがたいと考えてございます。

先ほど言ったんですが、理想も大事ですがスピード感も大事だというふうに思いますので、そういう気持ちの中でこれからの復興計画の策定に向けて頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で星 喜美男君の一般質問を終わります。

次に、通告3番高橋兼次君。質問件名、1. 第1次産業の復旧・復興について。以上1件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。2番高橋兼次君。

〔2番 高橋兼次君 登壇〕

○2番（高橋兼次君） 2番はただいま議長の許可を得ましたので、通告しておりました質問を行います。

その前に、このたびの震災によりましてお亡くなりになりました多くの方々のご冥福をお祈りを申し上げますとともに、いまだ行方がわからない多くの皆様の一日も早い発見を心から祈念いたしまして、質問に入らせていただきます。

質問の相手は町長です。

質問事項は、第1次産業の復旧・復興について、一問一答方式で行いたいと思います。

3月11日午後2時46分、3月定例会が終わらんとしていたそのとき、後に1000年に一度と言われる巨大地震が発生しました。その後、襲来した大津波により我が町の基幹産業である第1次産業は、壊滅的な被害を受けたことは、南三陸町民はもとより全国民が知るところであります。

特に水産業においては、養殖漁場並びに陸上施設等々、すべて流出、または大破いたしました。想像をはるかに超える見るも無残な姿になったわけでございます。我が町の漁業生産額は70億円とも80億円とも言われている中、生活の糧を長い間、海に依存してきた沿岸漁民は、この被災により一気に絶望のどん底に突き落とされたわけでございます。しかしながら、暗闇の中でもがきながらも漁業再開を夢見て汗を流し、黙々とがれき作業に頑張っている毎日でございます。

長い間、我が町の基幹産業を支えてきた漁業者の一日も早い救済と支援策、さらには我が町の第1次産業の復旧・復興をどのように考えているのか町長にお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告3番、高橋兼次議員のご質問、第1次産業の復旧・復興について答弁をさせていただきます。

ご質問の内容につきましては、通告1番の菅原辰雄議員にもお答えしましたのでちょっと重複する部分があるかと思いますが、ご了承を賜りたいというふうに思います。

ご案内のとおり、当町の基幹産業であります水産業におきましては、漁場内の養殖施設、漁船、漁港背後地の共同処理施設などすべてのものが流出、または大破し、壊滅的な被害をこうむりました。漁場のがれき処理作業に漁業者の皆さんが懸命の努力を傾けておられること

は、ご指摘のとおりでございます。

町の復興に向けた1次産業、特に漁業復興に係る考えの一端を申し述べさせていただきたいと思っております。

漁業活動の再開には、船の確保が不可欠であります。流出してしまった船の再取得は、当地域においては造船所が流出していることからおいそれとなるものではありません。また、大破してしまった船の修理も同じく造船所の流出によりすぐには不可能でございます。

このような状況下ではありますが、水産庁及び日本財団による小型船の修理活動が先般、6月10日より当町の地区において第1号として始まっております。この場でおおむね3カ月ほど修理活動を実施する予定と伺っております。流出した船の補充については、漁協が事業主体となって全国各地から調達することとなっておりますが、町としましても漁協と連携しながら関係方面へ働きかけを行っておりますし、今後も引き続き行っていきたいと考えております。

次に、漁業活動の拠点であります漁協の復旧についてであります。町内にある1種、2種、すべての漁港が被害を受けました。防潮堤が破損したり、地盤が沈下したりで現状のまま使用できる漁港は現時点ではありません。県管理の2種漁港については、宮城県ががれき処理作業に着手していますが、問題は町が管理する第1種漁港の復旧です。ただいま申し上げましたとおり、地盤が沈下しておりますことから、このままでの破損箇所を修理するというわけにはまいりません。また、地盤の沈下により漁業者の居住地が高台に移ることが考えられますので、住む場所と仕事をする場所が離れる、いわゆる職住分離はやむなきことと思われれます。職住分離による漁業集落の再編とともに、多額の漁港復旧工事費を考え合わせれば、これまでの漁業集落の地先にあった漁港の機能を分担、集約して復旧整備していくことが肝要かと考えております。これをいかように具体化するかにつきましても、町全体の復興計画と復興事業の進め方にもかかってまいりますので、ただいま申し上げましたことに加味して復興計画に反映させていきたいと考えております。

いずれにしても、私たち南三陸の沿岸を舞台とし、豊穡の海からの恵みを糧として加工、販売分野とも融合し合いながらなりわい創出を図ることが、我が南三陸町復興のかぎを握るものと認識をし、漁業を初めとする1次産業の復興に町として全力を注ぐ所存でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ただいま答弁をいただいたわけではありますが、大変今回の震災、あきらめ寸前というような大変な事態に陥ったわけですが、それでも漁業者は復活するん

だという勢いで今、いろいろと歯を食いしばっているわけであります。

今後の復旧・復興に向けて今一番しなければならない、真っ先に手をつけなければならないということは、ご存じのことと思いますが、漁場の整備、さらに漁港の整備が最優先されるものではなかろうかなと思います。震災から52日目で国の一次補正予算が国会を通ったわけですが、順次各種事業が執行されてきたわけですが、いまだに不透明な部分が多い中、我が町の沿岸漁場の整備がつい10日ほど前から始まったわけですが、いわゆるがれき処理ではありますが、まずこのことを一番先にしなければならない重要な事業であるために、漁業者も幾分落ちつきを取り戻してはいるものの、この産業は大変難航しております。最初から難航しております。海面に浮いている見える部分、がれきは氷山の一角でありまして、海中に相当なものが絡み合っています。養殖資材の残骸並びに陸上から流出したがれき、そういうものが絡み合って引き上げには相当時間を要するなど。最初から長引く懸念をしているわけですが、今後、これから梅雨に入りまして海の状況はますます悪くなる中で、この作業が長引くということは後々、復興に大きな問題を残すことになると考えております。

そこで、今、作業船、いわゆるガット船が3隻志津川、歌津に入っているわけですが、今申し上げましたとおり大分難航しておりますので、長引くのを防ぐために作業船を増加することを考えてみてはどうか。そのことによって作業を短縮し、町長が先ほど申されましたように、秋の仕込み時期にこれを十分間に合わせるような、そのような手だてをとってはいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 作業船に関しては建設課長からお話しさせますが、実はここに海底状況調査というDVDを撮っているんですよ。これは歌津編なんですけど志津川編もございまして、志津川湾の志津川地区、歌津地区とビデオを撮っておりまして、拝見する限り、幸いといえますか、そんなに湾内にながれきが残っていないという映像がございまして、ですから、おっしゃったように、がれきの撤去はしなきゃいけないというふうに思いますが、ただこれほどの大災害を受けながらそれほど志津川湾内にながれきが残っている状況ではないというのは、ある意味、不幸中の幸いなのかなという思いがあります。ただ、これからいろんな作業をしていく中であってがれきがあるということについては、養殖を含めていろんな作業の中で支障を来すということも十分理解をいたしておりますので、その辺のがれき作業の撤去ということについては、今後とも鋭意力を入れて取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、作業船の関係については担当課長のほうから説明させます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） ガット船でございますけれども、県管理の漁港、それから町管理の漁港と今、随時作業をしてございます。そういう10月の秋ザケということなんですけれども、その辺の作業の動向を見ながら、これは南三陸町だけではございませんのでその辺もいろいろ業者と調整をしながら対処してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、海底にがれきがないと。実は私も調査に2日ほど出ました。海底にはなるほどないんです。ところが、点在しているがれきに浮いているものに底で絡まっているんですよ。これが大きいんですよ。これが簡単に右から左に移せるものではない。作業初日にガット船に乗ってみました。これは大変だなと。ロボットで調査したときには海底にはがれきがないと一時喜んだんですよ。ところが、作業船で揚げ始めたらとんでもないものがあるなど、そう実感したわけで、やはりこのガット船をまだまだふやして作業を短縮、海の状況はますます悪くなる一方ですのでやるべきではなからうかなと。

それで、ガット船の最初からの宮城県の取り組み方というのは、ちょっと後退になったのかなと。岩手県が二十五、六入っている中、宮城県は十三、四しか入っていなかったと、こういうことで最初からおくれをとったのかなと。そのおくれを挽回しなきゃならないわけでございますので、ここは県の主導でやっているというものの、南三陸町の漁場を整備するものですから町が少し窓口を強くして訴えていくべきではなからうかなと、そう思っております。

なぜこれを急ぐのかといいますと、やはり区画漁場の設定の一つの山を秋に考えているわけでございます。仕込み時期が秋ですので、これをずれるということは漁業者の収入が遠のくという後々の問題になりますので、何がなんでも秋の一つでも多くの漁場を設定して漁業者に収入を与えると、こういうことがあるわけでございますので、ぜひ船をふやす検討をしていただきまして漁場の整備に当たっていただきたいと思いますが、どうですか、課長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 作業船の数が少ないというのは地元紙にも出ていたような気がいたしております。海の関係者の皆さんからも岩手が先行したというお話もお聞きをいたしております。そういった意味におきまして、がれきの撤去がおくれるということになりますと、今、高橋議員からお話のように、収入の道がまたおくれるということでございますので、いずれ我々としても、先ほど来、7番議員にもお話ししましたように、いち早く収入をとにかく

得る手段を見つけるということが大変重要だということで、思いとすれば高橋議員と同じでございますので、そういった関係の中で我々としてもいろんなチャンネルを使いながらそういった要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 思いは同じだということでございますので、それが形になるようやっていただきたいと思います。

また、この作業をおくらせる原因の一つとして、今、どんどんと海からがれきが上がっているわけでありましたが、1次置き場が大分狭くなってきている。船から陸揚げする際に作業時間が長くなると。長くなるということは次の作業に影響を及ぼすということでございますので、この置き場の検討をしていただきたいと、そう考えているんですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 現在、公共用地、民間用地も含めて24カ所、置き場の確保をしております。ただ、ご指摘のように、海から揚げたものについては余り遠くまで持っていくということになれば、かなり時間もかかるということでございますので、この用地確保については我々も近くに用地が確保できるように地権者を探しながら理解を得ていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、復興に大事なものは漁港、さらには防波堤、また漁港への取り付け道路、このことについてお伺いしたいと思います。

我が町には第1種、二十数カ所あるわけでございますが、これらすべて岸壁が震災によりまして1メートルぐらいは沈下しているのかなと。先般、70センチという報道もありましたが実際は70センチ以上だなど、そのように理解しております。また、岸壁の周辺に漁港内にコンクリート材、これらがかなり散在しておりまして船を接岸できずに作業ができない状態であると、こういうことでございますので、大変な危険な状態にあるわけでございます。このため、漁業再開に向けてこれが大きな障害となっているわけでございますので、この辺の整備、先ほど説明もありましたが、やはり急いでやるべきじゃなかろうかなと。それで、この漁港までにたどり着く道路も相当決壊しているところがあるわけでございます。なかなか水がのる漁港までも行けないと、そういう実態があるわけでありまして。さらには大きく決壊した防波堤、これの改修の計画をどのように考えているか、どのように進めていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたが、町内に1種漁港が19港、2種漁港が4港ということで23港ございます。その23港すべてが大打撃を受けました。我々としても、県のほうに対しましてとにかく秋に水揚げができるようにということでお願いをいたしておりまして、宮城県とすれば、気仙沼、志津川、女川、石巻と塩釜、五つを拠点漁港ということで位置づけをしていただきまして、その中に志津川漁港も入ったわけでございまして、先ほど言いましたように、これほどすべて大打撃を受けましたのでまず一步一步進んでいくということが大事だろうというふうに思います。すべての漁港の修繕というお話でございしますが、そういった計画等については、今後、その辺の機能集約等を含めましていろいろ検討しながら進めていかざるを得ないと思います。

高橋議員、篤とご承知のように、この間まで稲淵漁港の修繕を進めてまいりました。ほぼ5年かかって一つの漁港を修繕したわけでございまして、修繕の手前で津波でやられてしまいましたが、いずれ一つの漁港をつくるにもそういった4年あるいは5年という月日がかかるわけでございますので、ある意味、県の拠点とはまた別に町としても拠点としてこの漁港を直すということを決めながら、優先順位を決めながらその中で修繕をしていくということが我々の考えだというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、今お話しありましたように、漁港に行くまでの道路、大分決壊している部分もございまして、そういった分野につきましても今後、逐一順番を決めながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この漁港の整備については、国のほうから集約化ということが大分前からうたわれているわけでございますが、この集約化というのは、多分本工事になるんだろうと、優先順位をつけて。今、それを待っていると漁業の復旧・復興がなかなか手がけられないと、そういうことで一部他町村の中でも進められているように聞いておりますが、応急的な対応、応急的な措置、例えば土のうなどでかさ上げして使用可能にすると、あるいはブロック等を重ねて一部使用可能にすると。100メートルある岸壁を100メートルやるべきと言っているわけではございませんので、秋までに作業ができる程度で全地区、応急処置ができないかと、そういうことでございます。ぜひそれを計画実行していただきたいと、そう思っておりますので、課長、その辺、どう進んでおるか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今ご指摘のとおり、特に1種漁港の臨港道路、なかなか片づけられない状況で臨港道路がやられているというところがございます、ここにつきましては、まだ災害査定が来ていないんですけれども県のほうに応急工事を今申請しております、それでそういう当分はブロックというふうな土をいっぱい入れた、そういう袋を設置をしながらそういう臨港道路については通れるような形を今、検討しております。

ただ、防波堤等につきましては、やはり構造的な問題もございますので、災害査定の動向を見ながらこの辺は対処をさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） これは膨大な予算が必要となるわけでございますので、苦悩する気持ちはわかっているわけでありますが、また漁民の気持ちも十分わかっているわけございまして、ぜひこれは町長が何回かこれまでも口にした言葉は、秋になればサケが来ると。町長がサケを首を長くして待っている気持ちと、秋になればワカメの種も挟むにいいんだと、漁民はこのように待っておりますので、これができるような状態に県、国に強く働きかけをしていただきまして実現するようやっただきたいと、そのように思っております。それができないことになると、先ほども言いましたが、漁民の収入が遠くなりまして生活が困難になることは明らかでございますので、ひとつ頑張っってそういう折衝をしていただきたいと思います。

それから、漁港内に、あるいは漁港付近にこれまでいろんな作業場、加工場、これが設置されていたわけでございますが、これらも一瞬のうちにすべて流されたわけでございます。流されたものはいずれも不用なものはございませぬので、長い間、生産の工場、あるいは安全性の確保、さらにはブランド化に向けた意義ある重要な役割を果たしてきたわけでありまして。やはり水産業、漁業を復興させていくには絶対不可欠な施設だと思っております。これらに対しても国県の各種補助事業等、早期に積極的に導入し、再構築すべきだと思えますが、その辺はいかが考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでも南三陸町、志津川湾でとれた魚介類につきましては、県内外から高い評価をいただいて南三陸の一つのブランドとして定着をして、当町の水産あるいは産業を支えてきたという経緯がございますので、我々とすれば、そういった南三陸ブランドをもう一度再構築をしたいという思いでございます。

そういった中で必要な部分につきましては、町としても積極的な形の中で取り組みながら漁

民の皆さんの後押しをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） できるだけ早いうちに、一日でも早い時期にそういったものが一つ一つ確立されていくことを望むわけでございます。

また、そういう構築物を確保していく際に、今回の教訓から学びまして建物周辺に避難塔なるものを考えて水産施設を建設していくと、そのような考えもあるわけでございますが、町長はいかが思いますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には考え方とすれば、これから復興計画を含めてそういう会議の中でこれを詰めていくということになると思いますが、いずれにしても、今、仕事場の近く、いわゆる海の近くで仕事をする際には、そういった避難場所ということについては大変重要だというのは、今回の災害で我々としても大きな教訓として得たわけでございますので、今、高橋議員からご指摘の部分についても、今後の計画の中でしっかりと受けとめていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ盛り込んでいただきまして二度とこのような、災害を乗り切るようなまちづくり構想であってほしいなと思います。

いろいろな施設が破壊、あるいは流出したわけでございますが、その中でも我が町にはほかの町村に見られない独自の研究開発施設があったわけでございます。見るからに原形は残すものの、機能的にはほぼ壊滅だろうなど、そのように思っているわけでございますが、これはこれから復旧・復興に向けてぜひ必要な施設ではなかろうかなと思います。その辺、今後の考え方はどのように考えているか、町長、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、これまで海浜センター、種苗生産、環境活用センター、これは海の自然研究をするという形の中で、全国でも珍しく二つの施設を持ってその中で水産業の振興を図ってきたということでございますので、それなりに大きな力を発揮して南三陸の水産業に寄与してきたというふうに思っております。いずれ前からいろいろ議会でも議論ありましたように、水産業の振興の部分とそれから自然を研究するという二つの機能でございました。さてこれからその海浜センターの機能、それから活用センターの機能、どう

これから構築をするのかということについては、今後、いろいろな立場の中で研究をしていきたいというふうに思いますが、いずれ種苗という観点から考えますと、海浜センターの位置づけというのは大変重要だなという認識はいたしておりますので、今後、漁協さんもちろそうですが、いろんな関係機関の皆さん方といろいろご相談をしながらこれから詰めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この水産業はすべて一から出直しであります。研究開発施設の一日も早い復旧を漁業者は願っております。そのためにこれから復旧していく際には有事からの立ち上がりでございます。大変です。この立ち上がりには的確に対応できるレベルの高い人材の登用が必要かなと、そう考えております。さらに国県の専門機関との連携強化、これをしていかないと、やはり中味の濃い研究開発施設をつくることができないものかと思っております。復興に大いに貢献できる、そのような中味の濃い組織にすべきであると思っておりますので、いろいろ関係機関とも協議しながら進めていっていただきたいと考えております。

それから、今どんどん陸上にも、あるいは海からもがれきが上がって大変右を見ても左を見てもがれきだらけと。そのような中でこのがれきが人間に与える影響、これは大変なものがあるのではなかろうかなと。肉体的、精神的、この辺をどう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 少し専門的な分野から環境対策課長に答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、がれきが与える悪影響ということでございますけれども、今数字的なものは持ち合わせておりませんが一般的な言われている部分で、当然作業に伴って発生する粉じん等がございます。これががれき処理の作業員の方の健康に悪影響を及ぼすということで、国、県、町等で対策といたしましては粉じん防止用のマスク、これの着用の徹底、これの指導がございましてそれを現場の作業員の方々に徹底していただいていると。

それから、当然このように天候が暑くなってまいりますと、がれきから発生します害虫あるいは悪臭、そういった環境的な問題が出てまいります。これに対しましては、町のほうとしまして今のところ、消毒の徹底、それから、消臭剤ですけれどもこれを各業者のほうからいろいろ入手をしまして、今のところ、まだ町全域にわたっての対応までは至っておりませんが、各地区から相談があった場合には直接職員が出向くなり、あるいは各地区の衛生

組合長さん方に協力をお願いしまして消毒、あるいは消臭剤の散布、そういった対応をとっているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 通常の23年分のがれきの量だと報道で言われているわけですが、いまだにがれきの処理が進んでいるのかなという錯覚を起こすような進行率だなと思っております。被災された方々から出る言葉は、いつまでかかるのかなと、いつ終わるのかなと、このような惨事の光景をいつまで見せられるのかなと、そのような声が非常に多いわけですが、私のところにも大分届いております。そこで、このがれき処理の見通し、処理計画、この辺はどうなっているか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今現在、1次仮置きがございすけれども、この進捗率というのは27%という数値がございす。それで、この1次仮置きなんですけれども、いずれにしても2次仮置きに持っていかないと町内のがれきはなくなりません。それで、今、県のほうで2次仮置きの用地を調整していますので、1年以内に1次仮置きのを2次仮置きにすべて持っていくということで2年間かけて県のほうは2次仮置きの分別処理あるいは焼却、これを進めていくというのが現在の状況でございす。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうすると、大分先のことだなと一瞬に感じ取るわけですが、住民はとて我慢ができないと叫んでおります。これからさらに梅雨時を迎えまして腐敗も激しくなるだろうと。さらには悪臭も漂うだろうと。いろいろ2次災害的要素がかなり出てくるのかなと、そう思っております。被災された方が家もなくなり、あるいはいろんな財産もなくしてとにかく寂しいというか、気持ちが空になっている中でこのような状況を長く与えるということは決してよくないことだろうと思います。いろいろな関連もあろうかと思いますが、早く進めるよう手だてを講じるべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、漁業者を初めとして職を失った方々、被災者の多くの方々、たくさんおります。この方々、やはり従事するまで大変なことがあろうと思いますし、また何カ月、何年かかろうかもわかりません。そういう中で生活の基盤を完全に破壊されているわけですが、その基盤を築き上げるまで町が雇用の場をより多く提供することが責務かなと私は思っておりますが、町長はどう思いますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず第1点目ですが、基本的に水産業がまず復興するということは、いち早く産業が立ち上がるという分野では水産が一番だというふうに思っておりますので、先ほど来、お話ししておりますように、水産の復興というのを第一義的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、今、ご指摘ございましたが雇用の関係でございます。これにつきましても、先ほど前者の答弁でお話ししておりますように、町として緊急雇用の関係で三百数十名の方々を雇用するというので計画をして募集をかけてございますので、そういった形の中でお一人でも多くの方を雇用という場に結びつけたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） これは時期的といいますか、雇用の創出を長く続けていくと。1点、2点の創出事業じゃなくて次々とこれを継続していく、そういうことが大事だと思いますので、被災された方々への町の最高の手を差し伸べていただきたい。南三陸町の町民は、国県に期待を寄せているのではないと思います。やはり町に期待を求めているんだらうと。そして、トップである町長に大きな期待というものを寄せているのではなからうかなと思いますので、全力で復興に当たっていただきたい。これをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういつもりでこれまで100日余り突き進んでまいりましたので、今後とも努力をして頑張ってまいりたいというふうに思います。

ただ、財源の裏づけがないということになりますと、これもまた絵にかいたもちになりますので、今、国のほうで二次補正あるいは三次補正という形の中で計画を立てておりますので、そういった財源をしっかりと確保するというのも、これはトップの私の仕事の一つだというふうに思いますので今後とも努力は続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告4番千葉伸孝君。質問件名、1. 東日本大震災の検証と今後について。以上1件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。1番千葉伸孝君。

〔1番 千葉伸孝君 登壇〕

○1番（千葉伸孝君） 1番千葉伸孝は通告に従い一問一答方式にて、東日本大震災の検証と今後について町長に伺います。

1番目は、防災センターの設置場所と対策本部立ち上げの体制についてです。対策本部長の町長の判断は妥当だったのか。

2番、住民の津波避難が各地区であり、第1次から集団避難、そして現在も続く仮設入居、段階的な避難政策であり町としてその進め方に問題はなかったのか。

3番、被災地の復旧・復興は、同時に進めないと町の早急な再建はない。今後の町長のまちづくりの構想ビジョンを伺う。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

それでは、通告4番千葉伸孝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、防災対策庁舎の設置場所に関してでございますが、防災対策庁舎は、議員ご承知のとおり、平成7年度、旧志津川町の時代に町の防災拠点施設として本庁舎のわきに新たな防災行政無線設備の設置とともに整備をしたものであります。この建物の整備の背景には、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を契機として、来るべき宮城県沖地震に十分に耐えられる強固な耐震構造を持つ防災拠点施設が必要ではないかという考えのもとに、その翌年度、基金を財源として建設に踏み切ったものであります。

当時、議会においては、宮城県沖地震後に襲来が想定される津波に対しても、まず第1に防潮堤で浸入を遮ることから連動型の津波が襲来しても十分対応できる施設としての認識をいただいておりますので、設置場所に関しては異論はございませんでした。

なお、宮城県沖地震の第3次被害想定におきましても、南三陸町の津波最高水位は6.7から6.9メートルと想定をされていたもので、防災対策庁舎の屋上の高さは12メートルであることから、津波によって被災しても人的被害は避けられるものと認識をいたしておりました。

次に、対策本部立ち上げの体制づくりに関してですが、初動に関して申し上げますと、南三陸町での震度が6弱を観測された段階で町の防災計画に基づきまして3号配備をしき、マネフェストどおり本部付の職員は防災対策室に参集し、防災無線による地震情報広報、情報の収集に従事をさせました。さらに大津波警報が発令されたことによりましてマニュアルに基づき住民の避難指示、水門、陸門閉鎖を指示しました。また、消防団、自主防災組織、婦人

防火クラブなどの組織にも防災無線で指示を出しました。当時の状況から災害対策本部長としての判断は誤りがなかったものと思っております。

次に、ご質問の2点目、避難対策についてお答えをいたします。

震災当初における本町の避難者数は9,000人を超えていました。町民の約7割が被災し、緊急的に各地に避難所ができ、ぎゅうぎゅう詰め状態で避難者が肩を寄せ合いながら生活している状況が10日間以上も続いておりました。

このことから、電気もない、水道もない、プライバシーもない状況では避難している方々が肉体的にも精神的にも心配な状態にありまして、何とかもう少しよい環境の中で避難生活を送っていただきたいと町外への集団避難を決定いたしました。4月3日から栗原市、大崎市、登米市、加美町等の町外へ避難をしていただきました。その際に最優先させたのが個人の意思であり、希望されない8,000人以上の方は町内の避難所や民家に残りました。その後、第3次まで募集を行い、町内の宿泊施設を含めて約2,600人の方々が集団避難をいたしました。緊急的な1次避難所からよりよい環境を求めて2次避難所でお休みをいただき、現在は自立に向けて仮設住宅に入居が進んでいる状況であります。結果として段階的な避難形態にはなりましたが、避難をされている町民の方々が一日も早くもとの生活を取り戻すための支援をさせていただいた結果だと考えてございます。

次に、ご質問の3点目、今後のまちづくりの構想ビジョンについてお答えをいたします。

本町はこのたびの震災、とりわけ16メートルにも及ぶ巨大津波により、沿岸部を中心にほとんどの生活基盤が失われ、そして何よりも尊い人命が数多く失われました。今もってがれきの撤去や町民の生活支援が対策の大きなウエートを占めておりますが、将来ビジョンの提示もまた急務でございます。

こうしたことを踏まえまして、町では去る4月28日、議会全員協議会において復興ビジョンの根幹となる復興基本方針の骨子をお示しし、さらに、過日、有識者からなる第1回復興計画策定会議を開催し、震災復興基本方針の素案についてご審議をいただきました。この震災復興基本方針の素案につきましては、後ほど特別委員会において詳しくご説明をしたいと考えておりますので、この場においては概要についてお答えをさせていただきます。

まず、計画の基本理念といたしましては、「自然、ひと、なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興といたしました。これは現在、本町の総合計画に掲げる町の将来像へ向けて震災後の状況から短期間で駆け上がろうとするものでございます。その上で復興の基本的な考え方として以下の3点を掲げてございます。

1点目は、安心して暮らし続けられるまちづくり、2点目は、自然と共生するまちづくり、3点目、なりわいと賑わいのまちづくりであります。特に今回は巨大津波の経験を踏まえ新たな町のランドデザインに当たっては、命を守る土地利用への転換が肝要であり、具体的にはなりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台への考え方を導入していくことが重要と考えております。今後は復興計画の詳細について復興計画策定会議や震災復興町民会議のご意見を踏まえ策定を進めてまいることとなりますが、その折々において議会のご意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 初めに、今回の大災害で死亡、不明、確認できない町民の方が2,000人を超えます。南三陸町民、そして青森県から千葉県までの被災し、亡くなった皆様の御霊に心から哀悼の意を申し上げます。

1問目の質問ですが、マニュアルどおりという町長の今の発言聞きました。ただ、昨今はスマトラ沖とか世界各国で想定を絶するような津波とか地震が起こっている中で、このマニュアルどおりというのが果たして町長の判断として正しかったのかということを知りたいと思います。

東日本大震災より庁舎の耐震性確保や防災センターの設置場所の体制機能の移転が幾度となく議会で論議されました。合併で約束された旧志津川町、旧南三陸町の間地点への新庁舎の建設も、建設検討委員会で建設は財源不足により厳しいという判断から建設中止となり、現在基金が300万円で、前にあった基金の2億円の資金により防災センターが建設されたと私は聞きました。町長の庁舎移転への消極的さと防災センターを海上上昇と気象異常の多発の昨今、海、川の近隣に設置を継続した判断の甘さに、南三陸町の10%の住民の死亡不明の原因があると言っても過言ではありません。また、町の管理職の大多数の死亡不明は、町機能の混乱を招き、被災後の町行政は機能を果たしていないと町民の不満、不安の声も聞きました。でも、残された職員が持てる力を発揮して町政の再興に向け多くの自治体の支援職員の方々と町政機能の復活と町民サービスの再建に向け今動いています。

この想像を絶する大災害ではありますが、宮城県沖地震、津波も考えられる中で庁舎移転と防災センターの設置場所について今後どのように検討し、将来に向けて反省を役立てていくのか、町長の考えをお聞かせください。防災センターの設置場所の町長の構想をできればお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、1点目の庁舎の件でございますが、合併協議会でご議論いただいたのは、新町になりましてその後改めてその庁舎の建設について町民の皆さんのご意見を伺うということでありましたので、南三陸町誕生後に町民皆さんにお集まりをいただいて庁舎の建設について諮問した経緯がございます。そういった中で町民皆さんにその諮問をさせていただいた委員の皆さん方におきましては、現在のこういった財政状況の中で庁舎の建設よりも優先すべき福祉課題等々があるということで、庁舎の建設につきましてはこれは後に置くという町民皆さんのご意見をいただきました。そういった中で庁舎の建設は後ということになりましたので、その辺は前段としてお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、防災庁舎あるいは庁舎の位置についてでございますが、これは当然のごとくこれから復興計画策定の会議の中で町の土地利用計画等々についてご議論いただくわけでございますので、その中でどの場所に庁舎あるいは防災庁舎を建設をするのかということについて、これから皆さん方のご意見をいただきながら決定をしていきたいというふうに思いますが、基本的にはそういった公共施設等々につきましては、高台で建設をするというのが基本的な考え方だろうというのが私の基本的な考え方でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の町長の説明ですと、合併協議会の中で諮問委員会という会が持たれて、その中でとりあえず福祉のほうに町の財産を使ったほうが良いということで庁舎の建設は見送られたという話ですが、歌津の方々に聞くと、合併においては新庁舎建設ありきという方向で動いていると聞きました。諮問委員会の中でそうは決まったものの、歌津の人たちは、志津川と歌津の真ん中に庁舎が建つということで今回の合併に踏み切ったという、その大きなことも私はあったように聞いていますが、その辺もう一回、町長のほうからお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 新町になりまして新庁舎建設検討委員会というものを設置いたしました。当然、旧志津川、旧歌津、両町の町民の皆さん方にもお入りをいただいてこの庁舎の問題についてご議論いただいたということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の説明ですと、やっぱり歌津町民、そして志津川地区の町民の人たちが集まって、それで新庁舎は無理とか、財政的な面で相談されて建設には至らなかったという説明ですね。でも、その辺は議会の中で毎回取り上げることは、耐震性とか、やっぱり川

とか海の近くとか、宮城県沖地震とか想定すると、新庁舎建設はやっぱり町長の決断一つで前に向くと思うんですよ。それがやっぱり町長の決断にはなかったということだと思います。

あと、防災センターの設置場所についても宮城県沖を想定して6.7、6.9メートルの地震にたえられる。そして、屋上は12メートルだと、そういった形の考えで、やっぱり万が一とか、想定外のことを、想定していなくて今の現実の建物があり被災したという説明と受け取りました。ただ、それというのは間違いないかという、やっぱり町長である責任の上ではそういった異常時のことも考えながら進めるべきだったのではないかなと私は感じます。

そして、今回の職員の遺族への対応、説明会が先ごろありました。その遺族の不明者の方ですか、町職員の方の家族に説明会があったときに、町長は5分のあいさつで退席したと聞きましたが、これは本当でしょうか、その辺、お聞かせください。

また、犠牲となった職員の奥様がいます。奥様とアリーナ、地区で会って覚悟しろよと話したそうです。幸運にも、私は町長は家が流されたものの、家族は無事だったように思います。私は未確認の数は家族全員が亡くなった方々と思いますが、その多くの家族への心ない発言と私は感じます。謝罪の言葉があればお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明会におきましては、この場所で開催をさせていただきましてごあいさつをさせていただきました。20分、ここにおじやまをさせていただきました。その後、会議が続いておりましたので20分ほどここにいまして退席をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） もう一つの職員の奥様に覚悟しろよと話したそうですが、これはなかったということですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さあ、私とすればちょっと記憶にはございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） こういった本当に被災して亡くなられた、不明された方々への言葉、これは間違いなく受けとめています。町長が言わないことを言ったなんて言うはずもないんです。ただ、そういった家族に対しての心と思いやりと気遣いが、やっぱり町長には私は欠けていると思います。そのいい例が、多忙とはいえ、職員の家族にその報告をしていないということがその一つだと思いますが、その辺はどうでしょう、今後。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には私はトップとして今1万6,222名の方々の町民の皆さんに、これからどう引っ張っていくかということについての職務というのは大変重要だと思います。反面、そういったお亡くなりになった方々、あるいは行方不明の方々に対してのお気持ちということもしっかりと持つことが非常に大事だというふうに認識はいたしております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の発言に対しては、今の町長の職務を遂行するという答弁だったと思います。前に質問したときに、とりあえず対応的には5分刻みでとにかく毎日時間に終わっている生活だという話を聞きました。もう100日を過ぎました。まだそういった状況が町長の職務にあるのでしょうか。そしたら、その辺は何とかほかの優秀な課長さんたちがいます、その辺で対応できないもののでしょうか。そういった面に町長、職員も一人の町民です。その辺の経営的な面で動いてもいいと思うし、そういった行動をとることによって町長の決意も、住民を考える力も伝わると思うんですが、その辺、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大災害で542名の町民の皆様がお亡くなりになりました。南三陸町のトップとしてそういった方々のご冥福をお祈りをしたいというふうに常々思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私は決して町長のやっていることを否定するばかりではなく、町民の人たちも何で来ないんだという町民の方もありますが、反面、佐藤町長がこのぐらい頑張っているんだから余計なことを言わないで、とりあえずみんなでまちづくり、一体となってやりましょうと、町執行部、議会、全体が一致してやりましょうと。私たちが協力するからやっていきましょうというような声を地区のほうから聞きます。海の地区のほうが多いです。それぐらい町長のことを応援しています。だから、町長もそれにこたえるような住民への心のケア的な活動をぜひ今後していただきたいと思います。とりあえず町民は、町長が忙しくて多忙な面もわかるし、その辺は知っているんですけども、その辺を回ることをぜひ町長にお願いしたいと思います。その辺、やっぱりまだ無理でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 行政報告で私の日程を出しておりますが、あれはほんの一部でございます。私のスケジュールとすれば、先ほど千葉議員お話ししましたように、連日、私のスケジュールは満杯でございますので、今、町民の皆さんに対してこの復興の道をどう歩むかとい

うことが私にとって今一番重要な問題だというふうに思います。

ただ、先ほど来、お話ししておりますように、お亡くなりになった方々、あるいは行方不明になった方々に対して大変お気の毒という部分についてのお気持ちについては、常々私は持っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町長にはその心を忘れずに今後とも復興と町民のことを考えていってもらいたいと思います。

あと、この1番の質問に関して最後になりますが、これはお願いです。去年のチリ津波で町長に発言に、「職員の命を守る責任が私にはある」と言ったことを私は今でも記憶しています。そして、今回は不明になった遺族に対して、「職員は住民の命を守る義務がある」と言ったそうです。町民である住民、職員の命は、同じように守る義務が町長にはあります。そして、私たち議員にもあると思います。守るべき方法や判断、指示が町長には必要で、町長、副町長はアンテナに上り自分の命を守ったことは多くの町民、そして全国の国民が見ています。命の大切さは皆が知っています。しかし、家族の気持ちは複雑で、今後どのように職員を守っていけるのか、もう一回町長には考えてほしいと思います。

続いて、2問目の質問にいきます。

仮設の問題ですが、先ほどの前者の議員の質問に町長は、8カ所、避難所を回ったと。議会を前にしての行動かなと私は汚い勘繰りをしています。「避難場所に顔を出していないところがあり、私が今やることは避難住民への全国への支援のお願いと対策会議への出席、多くの見舞い客への対応などがあり多忙を極めている」と。先ほどもこのように話していました。応急の避難場所の過酷な環境に集団避難を住民に説明し、働きかけたときが、町長が各避難所の町民に顔を出した初めての日だったと私は記憶しています。副町長が回った地区はいまだにと私の原稿には書いてありますけれども、先ごろ、8カ所、避難場所を回って皆さんの要望や問いに答えたと聞きました。メディアへの定期的な発言は毎日のようにこなして今はその数も減ったと聞きます。現場の声が町長に本当に伝わっているのでしょうか。名足保育所の説明会には町長が正座し、町民と向き合った姿が真の町長の対応だと今でも私は思っています。

集団避難で内陸のホテル、施設の生活から仮設への入居があり、町の避難所から町長がバスで町民を送り出したのは1カ月ぐらい前のことだったと思います。そして、今度は仮設ができたからかぎを渡してから1週間以内に入ってくださいと言う。多くの町民は移転して新天

地での生活に一生懸命なれるようにと頑張り、落ちついたところに再度の移動は被災者の状況を理解していないと思います。ぜひ住民の苦悩や不安を酌み取り仮設入居を進めてほしいと思います。避難住民はすべてをなくした方が大半で、家、家族、親戚、財産など持っているもののすべてを失いました。これを考えても、住民への仮設の入居は心温かい対応で町は臨んでほしい、そうでないと町民は帰ってこなくなると私は思います。被災した方が10%、亡くなり不明、確認できないのが人口の10%があり、さらに10%以上の人口の減少を私は避難場所からの仮設入居で心配しています。町民の方にも町の仮設入居への制度を理解し、自立への一歩として仮設への指定どおりの入居をお願いしたいと思います。国、県主導の仮設建設は8月まで完成させ、入居させたいと言い、町では梅雨に入る前にすべての避難民を仮設に入れたいと話していましたが、先ほどの建設課長の話によると、8月までということでの辺が延びてきています。町民の願いの聞き入れの入居の緩和策やすべての住民の安心、不安を取り除き予定どおりの入居はできる取り組みは十分なのか、現時点の町長の考えは予定どおりなのかお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設住宅のお話でございますが、集団避難でお送りする際に皆さん方に私、お話しさせていただいたのは、半年以内に、当時はそういう状況でございましたので、半年以内にお迎えに上がりますというふうなお話をさせていただきました。半年ということにつきましては10月ということになりますが、今、建設も順調に進んでおりまして、あわせて民地のご協力もいただきまして順調に今建設が進んでおりまして、8月上旬ごろまでには仮設住宅への入居が可能という状況でございますので、当初の予定より大分前倒しと、そういう方の中で今、仮設住宅の建設が進んでございます。

いずれにしましても、1次避難、2次避難という形の中で最終的には仮設住宅へ移っていただくと。これは当初からの基本的な考え方でございますので、そういう形の中で仮設住宅、当選しましたらば早目に入居をしていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 半年で帰ってきてもらおうと集団避難した住民の方へは町長は話したそうですが、何回も仮設入居へは梅雨前にという話を建設課長がしていました。それだと、半年じゃなくて5カ月ぐらいだと思えるんですけども、そういった話のもとには私は避難地を回り、とりあえず梅雨前には行政のほうで入れるからと、そういった話を避難している住民の方に伝えてきました。それが8月、そして仮設入居に伴っていろんな問題が発生しています。な

なかなか入ってくれないとか、そういった問題も含めると、果たして半年で全部おさまるのか。

そして、仮設に関しても公有地から個人所有地に移ったりしています。そうしたことを考えても、まだすべての入居する土地も確保されていないのかなど、建設の段取りもすべて100%整って、次はいろんな産業の復興だという方向ではいくとは思いますが、なかなかその辺がままならないうちは、本腰で復興というのは仮設入居が入ってからのような感じもします。とにかく並行してその辺はやってもらいたいと思います。

仮設入居に当たってなかなか当たらないとか、いろんな問題が今、避難している住民の方から聞くことができますが、仮設入居の一般抽選という方法のそのやり方、その辺は執行部のほうから説明してください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 一般抽選につきましては、公共用地、学校とか自然の家とか、それから平成の森、ここについては、今入居世帯が2,045世帯の申し込みがございまして約950くらいしか公共用地ございませんので、そこは一般抽選ということでそれぞれの地区、志津川、歌津、戸倉、入谷、町外と、そこに申し込んだ人たちを抽選をしているということでございまして、抽選の方法については入居者の選考委員会というところで決めて、選考委員さん方が立ち会って抽選をしているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 課長の今の説明ですと、委員会のほうで抽選ということですが、その抽選の方法です。仮設の番号が入ってその中から番号を抜いて外れとか当たりとか、それを委員の方がするということですか、もう一回説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 実際には番号、カードを引くことと、それからあと100の位になりますと、なかなかカードでは引けないのでボールに0から9の数字をそれぞれ三つの箱に入れて、一の位、十の位、百の位、3人の選考委員で一斉にボールを引いてそれで番号が123番とか、そういうところで、あとは立会人が一般の立会者から2名ございまして、その名簿を確認して名簿を読み上げていくという、そういう公開抽選をしております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の抽選方法ですと、入居希望の住民がそれを引いて外れた、当たったということじゃなくて委員の方が引くという方法ですね。やっぱりこの辺に住民の不満感があるような気が私はします。本人が納得するような抽選方法ですか、例えば仮設が200戸あつ

たら住民の希望の方が300人いたら、300戸の玉を抜かせて白い玉は外れとか、そういった形で抜けば、その入居希望の方も納得できるような気がするんですけども、これから入居希望の方々がまだまだあると思うんですが、その入居の抽選方法をこれから変えるという考えは行政のほうにはありませんか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 抽選のやり方はいろんな方法があると思います。ただ、今現在、ボールでやっている抽選については少し時間がかかり過ぎる状態にあります。ボールで引きますと、0から9の確率で番号が出てきますので、当選した番号がまた出てくるというケースがございます。それで、今現在、考えているのは、すべてカードに番号を書いて、一度当たった方の番号についてはそれを抜いて後、残りの番号だけを引いていくというふうなこと、今、その辺を時間の短縮もございますので検討してございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の建設課長の説明ですと、とりあえず平等に自分で引いて外れたら納得できるという方法ですよ、今の形ですと、多分。私はそういうふうに判断しました。20戸あったら30人があったら、当たり番号を1から20と、そのほかの番号も入れておいて抜いて外れと当たりがあるということですね。当たったらその番号を抜いて、これは当然のことですけども、そうするということですね。わかりました。ぜひその方法をとることによって入居希望の方もそこで納得すると思います。自分が引いたくじですから、それで外れれば納得できます。その辺、すいません。もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 選考委員会の委員長を務めておりますので私のほうからお答えしますと、今、千葉議員のお話ですと、ご本人に引いてもらったら納得するだろうというお話ですけども、もしかするとそれが一番納得するのかもわかりませんが、2,000人からの方々においでいただいて抽選をいただくというのは、これは現実的に無理でございます。したがって、そういう公平性と公開制をしっかりしなきゃいけないということもございまして、ここの抽選会場にはどなたでも希望申し込みなされた方が参観をいただけるような形で公開抽選という形でやってございますので、ご本人が引かないと納得しないのか、それから私どもが3人でそれぞれ百の位と引いて、残念ながらご本人の希望どおり我々が玉を上げれば喜んでいただけますし、せっかくおいでいただいてもなかなか自分の申し込み番号が抽出されないということで残念だ、「選考委員、今度、おれの引いてくれよ」ということでお帰りにな

る方もいらっしゃいますけれども、そういう意味での納得というのは、どっちにしたって納得は、当選をされた方についてはそれは喜んでいただけますし、残念ながら限られた数の中で今回当選をされませんでしたという方については、それは大変残念なことで次回にご期待をくださいということをお話をさせていただいているというような抽選方法でございます。以後についてもご本人皆さんにおいでいただくような考え方はしてございません。それはご案内しても、来られない方について逆に抽選ができなかったらそれこそ不公平だということになりますので、そこはひとつそのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 当たらなかった方は残念という、そういう言葉一つでおさめられる問題かなと。とりあえず現状の避難場所のことを話せば、とりあえず何回引いても当たらないと。また、小学生、中学生を持っている親御さん、おばあさんがいる家庭で、とりあえず子供たちがいるんだけどなかなか当たらないと。そして、当たっても歌津地区でなくて別な地区に行くような形、それは基本的に無理だという話をされます。あとこの間、これも歌津地区の方なんです、「病院に行って点滴を打ってもらっている。そして、この間、薬をもらいに行った。私みたいな1人の老人をいつまで避難場所に置いておくのか」と。その辺の苦情が多々あって、弱者から入れるという方向性で、私も当選者の紙は見ます。でも、それが実質行政の中で早く入れるという方向に動いているのでしょうか。私はその辺が動いていない、機能していないと思います。その辺、どうでしょう、副町長、もう一回お願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 千葉議員、当初から仮設住宅の入居のあり方については説明をしてみましたし、正しくご理解いただいているものと私、認識をしておりますので、その上で改めてお話しいたしますけれども、それぞれの団地の枠組みについて社会的弱者3割、この辺については申込書にも書いてございますし、それぞれご説明申し上げておりますけれども、それぞれ社会的弱者といってもいろんな形態がございます。私ども、そういった面では優先的に考えざるを得ないということで関係部局から機関からの指導もございまして、一番最初は妊婦、2番目は乳児、3番目は要介護でも4、5と介護度の高い、そういう形の中でどうしても一つの団地の中に3割を押し込めようとする、確かに無理が出てまいります。そういった方については、その団地については一般抽選枠のほうに回っていただいて当てると、入居の可能性を選択してもらおうということでやっておりますので、全体からしますと、例えば障害者の方も含めてやりますと、入居希望の二千何がいの中には4割から5割いらっ

しゃるんですよ。それをその団地ごとにやっちゃうと無理があるのでとりあえず3割という
ことでやらせていただいておりますので、そういう不満ももしかすると出ておるかもしれま
せんし、直接私どもにもお話しはいただいております。

それから、前段のご質問にございましたように、同じ地区内でも入れないと言いますけれど
も、もともと希望の分は大きく地区ごとに入居希望とってございますから、歌津地区、志津
川地区、入谷地区、戸倉地区、町外、それぞれの地域ごとに団地が数カ所ございますから、
その団地すべてがその方が抽選としての参加資格を持っているわけがございますから、個別
に例えば港地区とか、それは後で民地の分として後で出てきた団地でございますので、当初
入居希望をとったときには大ざっぱに公共用地しかもちろん目当てなかったものですから、
五つの大きい枠組の地区希望だけでやったものですからそういう形になります。

ただ、現在、大分おかげさまで、いろいろ不満もあったり本意じゃない部分での入居決定に
結果的になっていることもあろうかというふうには私も実感はしてございますけれども、い
ずれにしろ、入居がかなり進んでございます。現在、あと400戸ぐらいございまして、その分
についてはさっきお話しございましたように一応建設候補地は確保してございます。

ただし、ここに今、オファーをかけて建設をしたときに、果たしてこれから入ろうとする人
たちが本当にその地域を希望しているのかどうか、建てました、入りませんということ
では、これは大変好ましくないということで、現在、まだ入居が決定していない方々につい
ては個別のニーズを今集めています。その上で予定どおり50戸建設しよう、ここは20戸やろう
ということをやりたいと。そうやってまいりますと、そこに数が合えば、あえて抽選とい
うことじゃなくてそこはその方々を優先的に入居をいただくということでスピーディーに、そ
れもご本人の希望に沿った形で入れるだろうなというような形で仮設の建設もやっていき
たい。同じ地域内でもこの地域だったらいいんですけれども、ここはちょっと私、嫌だよね
ということでキャンセル等が出てくるものですからどうしても何回もキャンセル分の補充の、
一昨日やりました260というのもすべて補充分の抽選でございました。そこが今回当選、そし
て補欠もいれて抽選するわけでございますけれども、そこは全部入っていただければありが
たいなというふうには思っていますけれども、通知が行ってその結果がどう出てまいります
か、今後の結果次第だろうというふうには思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回の被災に当たっては、確かに大変な状況なのでなかなか住民皆さん
の気持ちを酌むことは難しいとは思いますが、その辺、行政のほうに町民は期待し

ていると思いますのでその辺。

ただ、さっき話した方々の声を行政に伝えようと思います。伊里前の方なんですけれどもぜひ歌津地区に入りたいと。そして、歌津の吉野沢、そして歌津中学校、あと伊里前小学校、この仮設に漏れた方なんです。その方は、「まだ歌津の校庭の仮設に入っていない人がいるのに、この入っていない人たちのところに私を入れてくれや」というような話なんですよ。でも、先ほど前者の議員たちも言ったとおり、行政の答えでは7割が入っていると。一昨日、志津川中学校に行ってきました。その入居をなさっている方は97%も入っているんですよ。この地区は大体皆、入っていますからと。課長が夜回りして入居確認、その辺進めたために入居が50%ぐらいから進んだのかなと、そのように私も感じましたが、きのう、私の知人に聞いたところ、一棟に私1人しか入っていないと。話がすごく食い違っていると思うんですよ。だから、その辺は入らなかった人にはいろんな事情がありますけれどもその事情を行政のほうで聞き取って、これはだめですよという人は本当にかぎを没収してもいいと思います。そういった形でこういった弱い人たちをどんどん入れることを行政にはお願いしたいと思います。

仮設入居に関しては、阪神淡路の一般抽選という形式を南三陸町はとっていると思うんですが、仮設のコミュニティーの崩壊が多くあり阪神淡路では市民の孤独死があったと聞いております。南三陸町では、新潟中越地震に職員を支援として現地の行政応援に派遣した経緯があります。その中で阪神大震災の仮設入居の反省として、新潟地震でコミュニティーの地域のつながりを重視した入居を実施し、地域コミュニティー守ったという報道が新潟地震ではありました。町職員まで派遣して現場で得た災害時の地域コミュニティーの分裂措置は、南三陸町に仮設入居の方法は生かされたのか、その辺、町長にお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設住宅の入居については、以前から町の基本的な考え方ということについてはお話をさせていただいております。公共用地、これにつきましては抽選と。福祉枠が3割ということで進めてまいりました。その後、民地の提供がございましてそういった分につきましては地区優先という形の中で進めております。そういったことで、我々とすれば、コミュニティーも大事ですが、あわせてそういった公平性ということも担保しなければいけないと、そういう二面性から我々としてはこの抽選を行っているわけですので、ある意味ご理解をいただくということが大変町民の皆さんにお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） せっかくの機会でございますので、今、町長の前段の質問で地区の選択と入居率の関係で確認をしておきたいわけでございますけれども、例えばさっきお話ししたように、志津川地区の人が歌津を希望する、歌津地区の方が志津川を希望する、これはそれを妨げるわけにまいりません。あるいはここでピンポイントでここだけという人もおります、ここの地域だけと、それからどこでもいいよと、4カ所、町外を含めてどこでもいいよという人もおります。そういう人が決まればそこに決定をしなければならないと、同じ南三陸町民でございますので、そういうような考え方でやっておりますので、そこはそうのようにひとつご理解いただきたい。

それから、入居率90何%というのは、決まった方の入居が97%進んでいますよということです。今お話しのように、自分の一つの棟の中にお一人しか入っていない。これはもう既に抽選終わっているんですけれども隣近所の方はキャンセルをなさった方に入っていないということでございますので、その方々については、一昨日、すぐ補充、そこはそうようにご理解をいただきたいというように思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） とにかく弱者の方をぜひ何とか行政のほうに入居のほうを早く進められるようにお願いしたいと思います。

あと、入居がままならないという原因には、車もない、生活費も出費がかさむ、避難地の生活のほうで楽だからにほかならないと私は思います。行政の方向性的には、こういったなかなか仮設に入らない方の要望とか、どういった形で入らないかということ調査して、その調査の上で生活に苦しんでいる方がいたら仮設にも自立になる前に継続という形で物資支援も考えられるのではないかと思います、この辺、提案ですがいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回着の身着のまま逃げた方が避難所にいるわけでありまして、そういった方々に対して、町として義援金をいかに早く配布をするかということでこれまで取り組んでまいりました。役場機能、すべてなくなってしまったわけでございますが、その中で役場、まだ残っている自治体よりも早い時期に、5月27日になりますが、そういった義援金の配布をさせていただいたということもございまして、またご承知のように、あわせて自立支援米ということで1世帯当たり20キロのお米をお配りしたということで、そういった支援等も町として続けておりますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も一応被災者ですので20キロの米、助かりました。ただ、米だけでは生活できないと思います。車がある方は近隣の市に行って買ってあげればそれができるんですけども、それができないから苦しいから入らないという人も私は中にはいると思います。その辺の普通の物資、缶詰とか野菜とか、その辺の物資の支援もぜひ行政のほうにお願いしたいと思います。

そして、3番目の町長の復興へのメッセージ発信、ぜひこれはお願いしたいと思います。私が何カ所かの避難所の町民の方の話を聞きますが、仮設の建設も必要だが、町社会、経済の再建を早急にと町の方向性を問われます。県から出された復興計画の素案のことを話しますと、本当にできるの、何年かかるのと聞かれます。本当にこの計画どおり町の再建はできるのかと私も思います。ただ、きょうの議会の中で町長が述べた、たたき台であり、これから町民会議、あと復興委員会とか、そういった形の中で町独自のまちづくりをしていく、その話を聞いて私も安心しました。町長は、新しいまちづくり、ビジョン、青写真がまだ出され示されないという形で私も思っていました、とりあえず歩みは進めているということを感じました。県の考えが選考していると私も思っていました、そんなことはない町長が言っていましたので、町長の今後のまちづくり、独創性のあるまちづくりをぜひ町長に期待したいと思います。

しばらく前なんです、小野寺代議士が言っていました。町長が何をしたいのかをぜひ出してほしいと言っていました。そのとおりだと思います。ぜひ町長には村井知事、そして国のほうへぜひその辺の要望をどんどん出していただきたいと思います。

また、仮設建設の早期の必要性も理解できます。しかし、住民が求めているのは永住できる居住地や町営住宅です。志津川、歌津地区とも素案は被災した市街地を17メートルかさ上げ、居住地との構想ですが、アリーナ付近の新庁舎建設があり、この場所には公有地があると聞きます。周辺に住宅の建設を進めてみてはどうでしょうか、町長。これが1問目の質問です。

また、この地域の造成地を早急に進め仮設商店街の建設を図り小さくてもいいからコミュニティーと商店街、その経済社会の成り立つ行政区づくりということを町民は求めています。これに関しても町長は先ほど商店街、そして住宅の周りという形のことを話していましたので、その辺は間違いなく町長の構想の中にあつたと理解しました。現在、広範囲に広がる仮設が存在し、この集約をどのように構想のもとで考えているのか。もう町長としてまちづくりの将来のビジョン、この辺の集約も考えていると思います。その辺を県の素案はたたき台、

先ほども言いましたが、この辺の町長の独自の案があれば、その辺もお聞かせください。これが2問目です。

そして、町長の復興前のマニフェスト、立候補したときの、すべてのものが形なきものとなっている中で町の総合計画の見直しとあわせて福祉教育の被災復興があり、高齢者や町の宝と町長が言う子供たちの暮らす安心で希望の持てるまちづくり構想を話していただきたいと思います。

最後の質問に、町長は、議会とか臨時会の中でなかなか将来の町長のビジョンとか、復興計画というのは、県の素案のもとでたたき台としてこれからという形のことを毎回説明されるように私も感じております。将来像を語ってもよい時期と私は思います。また、町長が言ったからといってそのとおりにできなくても住民は将来に夢と希望を持って生活していける強い意思の表示を町長にしてほしいと願っています。もうそろそろ町長選から2年目であり、そしてこういった大災害が起こって100日、初心に返りマニフェストの大幅な見直しもあると思いますが、この辺の町長独自の考え方をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何点かご質問ですのでお話をさせていただきますが、基本的に復旧・復興という形の中で地域づくりを進めていくと。ご案内のとおり、私が担当課に指示をしたのは、復旧3年、復興4年とか、発展3年とか、そういう区切りではなくて、千葉議員お話しのように、復旧と復興、これは1年、おくらせましたが、復旧・復興がある意味、同時並行の形の中で地域づくりを進めていかないと町民の皆さんに希望の光を見せてやることができないうこととお話をさせていただきます、これは計画、素案をごらんになってご承知だと思いますが、そういう形の中で町の復興のスピードを上げていきたいというのが基本的な考え方でございます。

そういった中で町民の皆さん、今、町外にお住まいの方がたくさんいらっしゃるわけでございますので、そういった方々が一つになるということについては、町としての方向性というものを示しをするということが一番重要だろうという形の中で今復興計画会議、復興計画の策定会議の中で今計画を一生懸命つくっているというところでございます。そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、この辺の土地をと言いますが、この辺の土地、町有地、大してございません。のり面と沢のほうにちょっと土地があるぐらいで、今の話しのように、できれば仮設住宅でなくて本設の住宅があったほうが良いという趣旨のご質問については私も理解はします。しか

しながら、残念ながら町有地ということについてはそういう場所がほとんどないということです。したがって、民地を借り上げあるいは買い上げという、そういう手段をとらなきゃいけないということがございますので、なかなか地主さんがいるものですから、我々として、こういう方向でこの地域にこれだけという形の明確な意見ということがなかなか出せない現状は、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、仮設の商店会の関係でございますが、先ほど議員にお話ししましたが、そういう動きも実は着々と今進んでございます。そういう中で漁業もそう、農業のほうでも先ほど言いましたように復興組合をつくってやりたいという方々もいらっしゃいます。そして、商業もそういう形の中でやっている。それから工業の方々も、さしあたり町外で古い工場を借りて操業を開始するという方々もいらっしゃいます。そういう復興の歩みというのが一步一步進んでいるというのが今現実でございます。そういった方々の後押しをしっかりとやっていくということが、我々の行政に与えられた大きな使命の一つだというふうにも認識をいたしておりますので、懸命に今後の復興計画について取り組んでまいりたいと思います。

子供たちのお話も出ましたが、基本的に大変子供たちにはつらい思いをさせてございます。戸倉小学校、戸倉中学校においては、登米市の善王寺小学校に行って小・中一緒になって同じ建物の中で勉強をしていただいていると、そういうこともございますし、またあわせて名足小学校の子供たちは伊里前小学校で一緒になって勉強してもらっていると。しかも、かわいそうな環境なのは、グラウンドが仮設住宅で十二分に運動もできないと、そういう環境の中でここ数年、子供たちには我慢してもらわなければいけないと、そういう状況でございますので、大災害とは言いながらも子供たちには大変つらい環境の中でこれからの数年、過ごしていただくということでございますので、教育委員会を含めて子供たちに対してのそういったケアの部分のしっかりと施しながら教育、あるいは子育て含めて当たってまいりたいと考えております。

それから、将来ビジョンということについては、先ほど来、お話ししておりますように、今後とも継続してこの南三陸町に安心して暮らしていけると、そういう地域づくりをしっかりと行っていくということが我々の大きな課題でございますし、あわせて自然と共生して町をつくっていく。そして、あわせてこれまで南三陸町がにぎわっていたような、そういうにぎわいをあえてまた戻して、南三陸町のブランドを築きながらこの南三陸町の新しい地域づくりを進めていくということが非常に重要だというふうに考えておりますので、そういう趣旨のもとにこれからのまちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町長の一生懸命さ、伝わりました。ただ、まだ足りない部分がたくさんあると思いますので、その辺は町民の声として受けとめて改善のほうに向かってください。

きょうの議会の一般質問、4名の方がされましたが、漁業、農業、林業、商業、それに関しては町の体制はすごくいいと思います。だけど、年金生活者が何割を占めている南三陸町の中でその辺のケアというものがこれから大切だと思います。まして住民が減って、若者が減っている中でその辺の高齢者を守ることが人口をふやしたり、今後、孫や子供が帰ってくる手段になると思いますので、その辺のケア的なもの、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

あと、各自治体の長の方が自分独自の案を全国に発信しています。それがメディア、特別番組でピックアップされてとりあえず情報が流れます。この町長のメッセージ、私も何とか南三陸町からぜひ発信してもらいたいと思います。どんどんメディアに出てもらっていいです。とにかく南三陸町の悲惨さととりあえず住民を助けるための政策、どんどん進めていただき、自分の独自の発想もぜひ出していただきメディアのほうにどんどん出ていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明22日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明22日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時15分 延会